福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県木造住宅耐震化促進事業補助金交付要領に基づき耐震診断等を行う福井県木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録および登録申請手続き)

- 第2条 耐震診断士は、建築士法(昭和25年法律第202号。)第2条第1項に定める 建築士で、知事が指定する講習のいずれかまたはこれと同等と知事が認める講習を修 了した者のうちから知事が登録するものとする。
- 2 前項の規定による登録を受けようとする者は、福井県木造住宅耐震診断士登録申請書(様式第1号、以下「登録申請書」という。)を知事に提出するものとする。

(登録証の交付等)

- 第3条 知事は、耐震診断士を福井県木造住宅耐震診断士登録名簿(様式第6号、以下「名簿」という。)に登録したときは、福井県木造住宅耐震診断士登録証(様式第2号、以下「登録証」という。)を交付するものとする。
- 2 前項の名簿は、補助対象事業を実施する市町において一般の閲覧に供するものとする。

(登録証の再交付)

- 第4条 耐震診断士は、登録証を汚損し、または紛失したときは、福井県木造住宅耐震 診断士登録証再交付申請書(様式第3号)により知事に再交付を申請することができ るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付する。

(登録事項の変更)

- 第5条 耐震診断士は、第2条第2項の規定する登録申請書に記載した事項に変更を生 じたときは、福井県木造住宅耐震診断士登録事項変更届(様式第4号)により知事に 届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の届出において、氏名に変更があった場合は、登録証を再交付する。

(登録証の更新)

- 第6条 登録証の有効期間は、登録の日から3年間とする。
- 2 更新を受けようとする者は、有効期間満了日の30日前までに福井県木造住宅耐震診断士登録更新申請書(様式第5号)を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に対し登録証を交付するものとする。

(認定の取消)

- 第7条 知事は、耐震診断士が次の各号の一に該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条第1項の要件を満たさなくなった場合。
 - (2) 耐震診断士の業務について、業務の不履行、期間の遅延、または現地調査等に不都合があったとき。
 - (3) 職務上知り得た個人情報を漏らしたとき。
 - (4) その他知事が耐震診断士として不適格と認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、耐震診断士の登録から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

(講習)

- 第8条 第2条第1項に規定する知事が指定する講習は、以下の各号の講習とする。
 - (1) 知事が開催する耐震診断士の養成を目的とした耐震診断等の実施に関する内容の講習
 - (2) 一般財団法人日本建築防災協会が開催する国土交通大臣登録木造耐震診断資格 者講習

(耐震診断士の責務)

- 第9条 耐震診断士は、業務を行う際には、常に登録証を携帯するものとし、これを提示しなければならない。
- 2 耐震診断士は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 貝

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。